

労働安全衛生を促進する

「仕事における安全と健康のための
世界の日」に向けたILO報告(2005年)

予防：グローバル戦略



「仕事における安全と健康のための世界の日」は毎年4月28日に実施される。ILOがこの日に着目するようになったのは2001年と2002年、そして現在の形の「世界の日」として初めて実施された2003年にILOはこの日を、職場に安全衛生の文化をつくり持続させていくという概念を促進するための日と定めたのである。このテーマは2004年も引き継がれた。今年2005年「世界の日」は、再度「予防的な安全衛生文化」の促進という包括的なテーマを掲げ、その下で労働関連の事故や疾病の予防に焦点を当てることにした。

「仕事における安全と健康のための世界の日」は、1989年にアメリカとカナダの労働者が死傷した仲間の労働者を追悼するために設けた「労災被災者国際追悼デー」が発端で、以来毎年4月28日に実施されてきた。ICFTUとグローバルユニオンはこれを世界的な行事へと広げ、持続的な労働と職場という概念を包含する取り組みへと発展させた。「労災被災者国際追悼デー」は現在、世界100カ国以上で実施されている。

2005年「世界の日」に当たって、政府、使用者団体、労働者組織の三者に対して、労働災害と疾病の予防というテーマに沿ってそれぞれが影響を及ぼし得る範囲内で啓蒙活動を行っていくよう、強く促す。また労働の世界に従事する者すべてに対しても、単に4月28日だけでなく年間を通して自分たちの労働慣行を見直し、予防的行動によって事故や病気を回避できないかどうかを明らかにしていくよう求める。

この重要な「世界の日」を促進するために皆様方の参加を呼びかける。

目 次

2005年4月28日「仕事における安全と健康のための世界の日」	3
建設産業	4
建設労働者が抱える安全衛生上の危険	6
社会的対話を通じた管理、計画、調整	6
I L Oの基準と指針	8
建設産業のための予防的プログラム	8
若年労働者と高年労働者	9
若年労働者の安全衛生問題	10
高年労働者の安全衛生問題	11
I L Oの基準と指針	13
若年・高年労働者のための予防的プログラム	13
結び	14

予防：グローバル戦略

ILOの確固たる信念として、労働関連の事故や疾病は防ぎ得るし、また絶対に防がねばならない。そしてそのための活動が国際、地域、国内、企業の各レベルで必要であると考え。具体的にはまず、労働安全衛生に関する適切な国内法を制定し、その順守を促進する。この点、労働監督官が重要な役割を担う。もう一つの策として、労働安全衛生を職業訓練コースのみならず企業の研修プログラムにももっと組み込むなど、教育訓練の量と質を高める方法もある。しかし労働関連の事故や疾病の削減は、すべての関係当事者が「予防的な安全衛生文化」の中核をなす考え方「予防」に積極的に取り組んでこそ、初めて達成し得るのである。

予防には、管理、予知、計画、取り組みが含まれる。つまり危険を予測し、リスクを調べ、事故や病気が起きる前に行動を起こすことである。これを可能にするには、上述のような対策を講じ、すべての関係者が協力する以外にない。安全で衛生的な職場環境を提供する第一の責任者である使用者、それに管理職、監督、労働者とその安全衛生委員、労働組合といったすべての当事者が、コミュニケーションや労働協約や安全委員会などを通じて協力しあって初めて達成できる。有効な社会対話を通じて労働安全衛生を促進するためには、当事者すべてに果たすべき重要な役割がある。

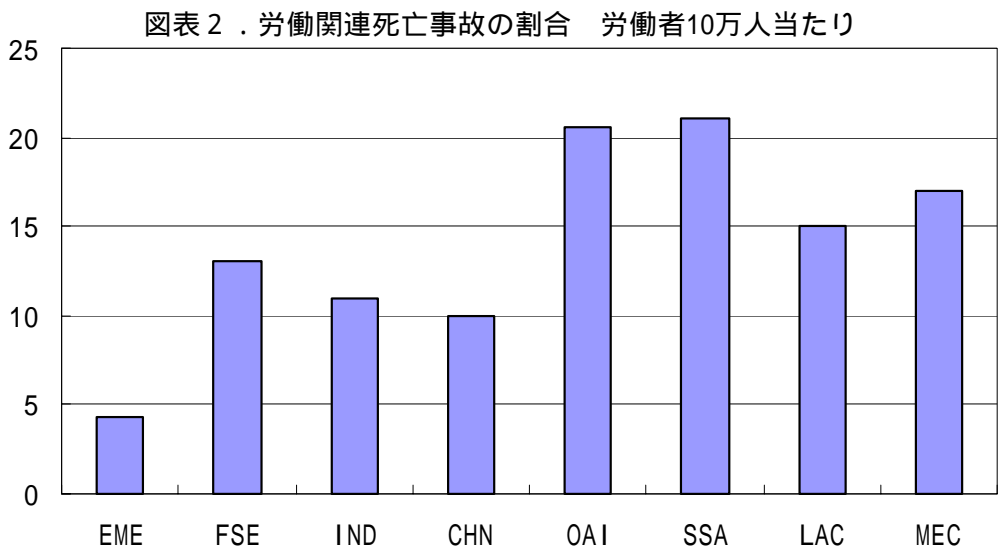
世界中で起きる労働災害や職業病による人的・経済的コストは膨大な値になる。例えば、仕事における死亡、負傷、疾病が世界のGDPに与える損失はODA（政府開発援助）総額の20倍ほどに達する。しかし、経済的損失の大きさもさることながら、人的コストとなるとその膨大さはとても測り得ない。

図表 1 . 死亡事故および非死亡事故件数の推計 世界全体

地 域	経済活動人口	労働者総数	死亡事故件数推定 (ILO)	ILOに報告された死亡事故	3日欠勤事故件数	ILOに報告された事故の総数
E M E	419,732,002	394,720,947	15,879	14,316	12,118,393	7,527,083
F S E	183,089,714	161,762,008	17,416	7,853	13,291,068	343,004
I N D	443,860,000	402,510,000	40,133	222	30,627,865	928
C H N	740,703,800	733,705,100	90,295	12,736	68,909,715	61,329
O A I	415,527,598	344,569,424	76,886	3,051	58,676,113	141,349
S S A	279,680,390	19,347,698	53,292	145	40,670,012	27,015
L A C	219,083,179	192,033,807	39,372	2,009	30,046,941	776,938
M E C	135,221,721	76,443,255	17,977	1,416	13,719,565	153,785
世界全体	2,836,897,404		351,251	41,748	268,059,671	9,031,431

注：E M E ~ 既成の市場経済； F S E ~ 旧社会主義経済；
 I N D ~ インド； C H N ~ 中国； O A I ~ その他アジアおよび諸島；
 S S A ~ アフリカーサハラ砂漠以南； L A C ~ ラテンアメリカおよびカリブ海諸国；
 M E C ~ 中東イスラム

3日欠勤事故 ~ 3日以上の欠勤を伴う非死亡事故



資料：I L O、2005年

2003年6月に開かれたILO総会は、こうした課題への対応策として職業の安全衛生のためのグローバル戦略を採択した。狙いは、職業の安全衛生を国際・国内の政治的アジェンダまで高めることにある。この戦略では、「予防的安全衛生文化」の拡大を世界中で促進することの必要性、さらに労働関連の危険を効果的に管理する必要性の2つが柱になっている。総会報告(注1)はその結びの中で「各国における予防的な安全衛生文化」について次のように述べている。

「この文化の下では、安全で衛生的な労働環境に対する権利がすべてのレベルで尊重される。政府、使用者、労働者が、定められた権利と義務と責任を果たすシステムを通じて、安全で衛生的な労働環境を確保することに積極的に参加する。そして予防の原則に最も高い優先順位が与えられる。」

またこの総会でILOは、安全衛生文化をいくつかの活動を通じて促進していく使命を与えられた。その一つが、世界の日や安全衛生週間など、毎年行われる国際的イベントやキャンペーンであり、「仕事における安全と健康のための世界の日」をもってこの使命は完遂される。総会報告に続いて出されたILO報告「労働安全衛生のための促進的枠組み」(注2)は「予防的安全衛生文化」の問題をさらに詳しく論じている。

仕事における安全と健康のための世界の日 2005年4月28日

2005年「世界の日」は過去2年間と同じ包括的テーマ、即ち安全衛生文化の促進というテーマの下で労働関連の事故や疾病の予防に焦点を当てる。これまでと同じく、今年も重要なサブテーマをいくつか掲げる。

1つ目のサブテーマは、建設産業における事故および疾病の防止である。建設産業は世界各国で雇用を生み出している主要部門であるが、他部門と比較したとき、怪我や病気との関連性は相当に高い。2つ目のテーマは、若年労働者・高年労働者の事故と疾病の予防である。両グループ、つまり15歳から24歳までの若年労働者グループそして55歳以上の高年労働者グループは、統計的に見て、理由はまったく異なるけれども共に特定タイプの労働災害に見舞われやすい。

主要実態と統計

ILOの推定によれば、

- ・ 世界中で仕事に関連する事故または疾病によって死亡する人の数は毎日平均して5千人、年間で200 - 230万人に上る。これら死者の内、事故によるものが35万人、疾病によるものが170 - 200万人である。
- ・ さらに毎年、3日以上欠勤を伴う労働災害が約2億7千万件発生しており、また職業病（非死亡）が約1億6千万件発生している。
- ・ 欠勤、病気治療、障害、遺族給付など、傷害、死亡、疾病にかかわる費用で、世界のGDPの約4%が失われる。
- ・ 危険物質によって命を失う労働者の数は年間43万8千人。また皮膚ガンの10%は、職場で危険物質に曝露されることが原因だと考えられる。
- ・ アスベストだけでも年間約10万人が死亡し、しかもこの数は年々上昇している。アスベストの生産は1970年代以降低下しているものの、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、その他先進諸国で、過去にアスベストの粉塵にさらされたことが原因で死亡する労働者の数が増えている。
- ・ 珪肺症（珪酸への曝露が原因で死に至る肺疾患）で今なお世界中で数千万人の労働者が苦しんでいる。ラテンアメリカでは鉱山労働者の37%が罹っており、50歳以上ではその数が50%に達する。インドでは、石筆労働者の50%、石工の36%が珪肺症患者である。

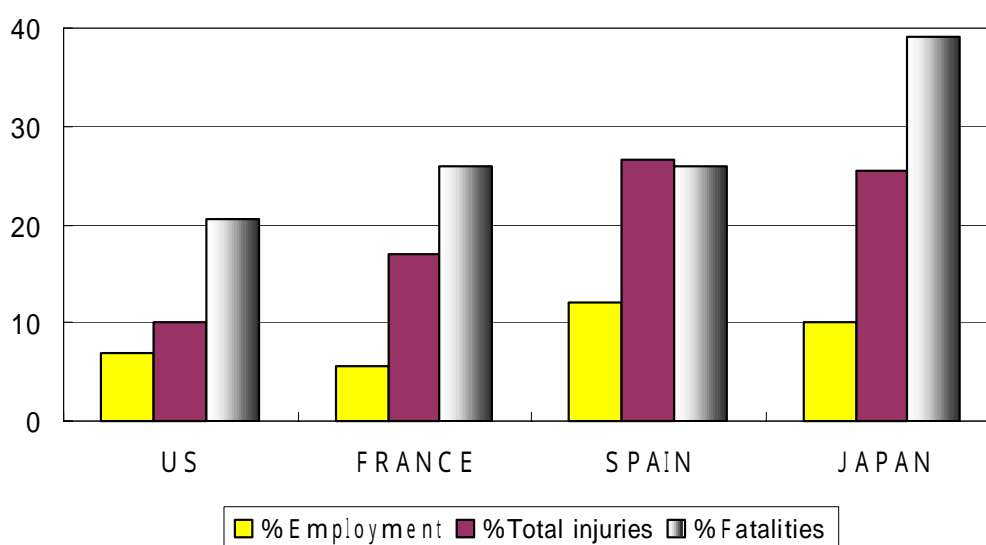
建設産業

世界的に建設は主要産業の一つである。あるときは、急成長を遂げる経済諸国のニーズを満たしながら、日常的にすべて国における建築、改造、メンテナンス、解体のニーズにも応えている。また時には、最近のインド洋での大津波の場合のように、自然災害や人為的な災害によって荒廃した地域の緊急のニーズに迅速に対応しなければならない。こうした場合でも、他の場合と同様、労働安全衛生が見過ごされてはならない。特に復興と再建の局面に携わる建設労働者が不必要な危険にさらされないようにしなければならない。

機械化が進んだとはいえ建設産業は依然としてかなり労働集約的で、労働者が遭遇する安全衛生上の危険の面では、すべての雇用部門の中でも最も大きい部門の一つといえる。建設現場の特性として作業環境は頻繁に変わり、それによって労働者がさらされる安全衛生上の危険も

次々変化する。また建設産業には賃金の低い国からの外国人労働者を雇用する長年の伝統があり、しかもそうした雇用は大半が不安定で短期である。さらに建設事業には、使用者、請負業者、労働者、建築技師、設計者、顧客、設備業者など、さまざまな関係当事者がおおぜいかかわっている。そうした中で働くことはストレスの原因となり易く、また心理社会的な問題の広がりを促し、結果として事故や疾病の可能性を高めかねない。こうした要素を総合的に踏まえ、現実に応じた適切な安全衛生基準をつくり維持するためには、すべての当事者が効果的に意志疎通を図り、共に行動することが極めて重要である。

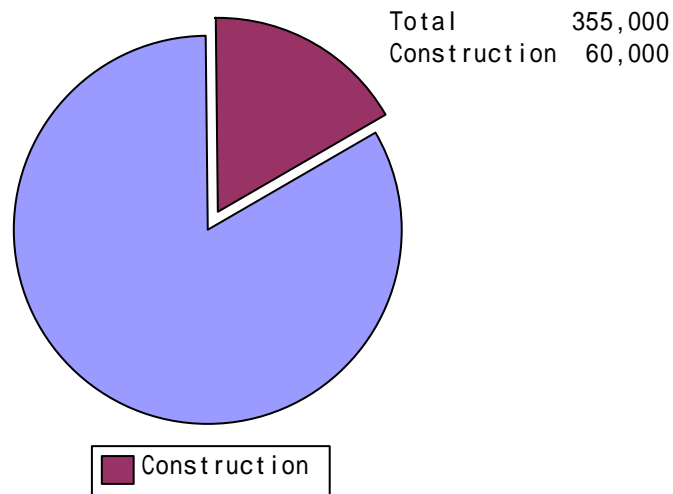
図表 3 . 建設産業における雇用と労災事故 全経済活動に占める割合：4カ国の例



資料：ILO、2003年（注3）

建設産業での事故や病気が世界全体でどのぐらいの数になるのか、統計を取っていない国が多いためその実態を把握するのは極めて難しい。しかしいくつかの国はデータを集めており、それを基にILOが推計を試みている（「主要実態と統計」参照）。職業病については、統計の入手がさらに難しい。その理由として、例えば有害な化学物質その他物質にさらされたり或いは高レベルの騒音や振動にさらされたりといった危険は、労働者に長期にわたって影響を及ぼしており、そうした曝露から数ヶ月後あるいは数年経って初めて発症するからである。しかしながら建設産業が経済部門の大半に比べて極めて危険であることは、本項の図表が示すとおり、明白である。

図表４．労災死亡者の数 世界推計（2003年）



資料：ILO、2003年（注4）

建設労働者が抱える安全衛生上の危険

建設労働者が直面する危険は仕事自体に内在している。高所での作業（屋根や足場や梯子などからの落下など）、掘削作業（トンネルの崩壊、ブルドーザー）、揚重設備の使用（クレーンや起重機）、電気器具や工具の使用などが危険の要因となるし、現場の車輛が原因ともなる。建設現場は乱雑で散らかっていることが多く、事故が起こりやすい状況をつくっている。

建設労働者は数多くの健康上の危険にもさらされる。例えば、有害物質（アスベスト粉塵、珪酸、有害化学物質）への曝露、重くて持ちにくい荷物を手で運ぶ、高レベルの騒音と振動にさらされる（手動工具や大型機械による）など。重い物を持ち上げることに因る腰痛やその他筋肉疾患も建設産業に多い傷害である。アスベストは特に懸念される。なぜなら、アスベストの使用は多くの国（しかしすべてではない）で既に禁止されているものの、労働者らが解体、改造、修理などの作業中に、空中に漂う危険レベルのアスベスト粉塵にさらされる恐れがあるからだ。

社会的対話を通じた管理、計画、調整

労働環境が常に一定しないこと、そして工程に關与する当事者の数が多く多様であること、この2つが建設産業の特異さを生んでいる。安全衛生上のリスク（危険）を適切に管理し、事故や疾病の予防を実現しようとするならば、すべての関係当事者、つまり設計者、建築技師、設備提供者、顧客から始まって使用者、請負業者、監督、現場の労働者、労働組合に至る全員を關与させることが重要になる。すべての当事者がこうした危険を減らすために役割を担い、

建設の労働者だけでなく将来的には建物のメンテナンスに当たる労働者にも利益がもたらされるようにしなければならない。

従って建設産業には、安全衛生に対する特別なアプローチが必要だ。社会的対話を通じた良好な管理と計画と調整が欠かせない。そのための最善策は、上述したさまざまな関係当事者が協議すること、そしてそれぞれの責任を明確にしながら現場ごとの予防対策について合意をとりまとめて文書にすること、である。このことを安全衛生プログラムもしくは計画の目的に据えた上で、個々の対策のコストを明らかにし、数値を予測する。通常の現場設備に対する監督、検査、チェック体制と同様に、特別な装置（ガードレール、安全ネット、厚生施設など）を設置する責任についても、合意を取りつけねばならない。

主要実態と統計

建設産業に関するILOの推計によれば、

- ・ 世界中の建設現場で発生している死亡事故は、年間少なくとも6万件。建設産業では10分ごとに1件の死亡事故が発生していて、さらに労災死亡事故全体の17%ほどが建設現場で発生している勘定になる。
- ・ 先進国の場合、建設部門で雇用されているのは労働人口の6%から10%であるにもかかわらず、労災による死亡者は25~40%に上る（建設の項の図表3と4を参照）。健康に関しては、例えばフランスの場合、労働者補償制度が把握している職業病のうち20%が建設部門で発生している。
- ・ 2000年の欧州調査によると、建設労働者の16%が労働時間の半分は有害な化学物質にさらされている。これは他のどの部門よりも多い。例えばイギリスの場合、毎年、煉瓦工の10%が職を離れていく。セメントに因るアレルギー性皮膚炎が原因だ。
- ・ 建設産業には腰痛や筋骨格障害も多い。国によっては労働人口の30%がこの腰痛や筋骨格障害に苦しんでいると考えられる。
- ・ 建設産業で特に危険なのがアスベスト。アスベストの使用は一部の国で既に禁止されているが、多くの建物にいままだ残されており、建設労働者が修復や解体の作業中にアスベスト粉塵にさらされる恐れがある。
- ・ 世界的に珪肺症や塵肺症が建設労働者のあいだで多発しており、これらの予防が緊急の課題となっている。

I L Oの基準と指針

I L Oは長い間、建設産業には特別な対策が必要だと認識してきた。そこで1937年に建設産業のための初めての条約を採択した。そして建設産業における安全衛生問題に対処する広範なアプローチが必要であるとの観点から、1988年には建設業の安全衛生条約（第167号）および関連の勧告（第175号）を採択した。この167号条約が取り上げている問題点の一つは建設現場での安全衛生について計画し調整しなければならないということで、例えば、同一現場で複数の事業者が同時に活動する場合、安全衛生面の主たる責任は主たる事業者に存すること、ただし各使用者には自己の監督下にある労働者に関して対策を講じる責任があること、と定めている。

1992年、新しいI L O行動規範「建設業の安全衛生」が承認された。この規範は、建設現場で安全で衛生的な労働環境を提供し維持するにはどうすればよいかについて、条約や勧告の広範な施策を補完する形で実際的な指針を示している。

2001年、「労働安全衛生マネジメントシステム・ガイドライン」（I L O - O S H 2001）が発表された。これはすべての経済部門に適用されるガイドラインであるが、労働安全衛生を管理するための調整されたシステムティックなアプローチが特に必要とされる建設産業にとって、非常に有効である。

もう一つ、すべての経済部門を適用対象とするものではあるが、特に建設産業にとって重要なのが1986年に制定されたアスベスト条約（第162号）と関連の勧告（第172号）である。このアスベスト問題に関しては、I L Oの行動規範「アスベスト使用における安全」が実際的な指針を示している。

建設産業のための予防的プログラム

建設産業における事故や病気の問題は国際的にも国内的にも長いあいだの懸案事項であったが、近年になって状況改善のためにいくつかのプログラムが開始されている。中身を見ると、多くのプログラムが健康の問題よりもむしろ安全に焦点を当てている。これは、労働関連の疾病を減らすよりも労災事故を減らすことのほうが直接的なメリットを得やすいからである。確かに健康に焦点を当てたプログラムはその成果を見極めにくいけれども、健康問題に対してももっと努力を傾ける必要はある。

国際レベルでは、近頃E U全域で建設業のための安全衛生キャンペーンが開始され、事例研

究やその他の方法、法令順守などを通じて、好事例の促進が図られている（注5）。また2000年にはIFBWW（国際建設林産労連）が世界規模のプログラム「安全な労働、健全な開発」をスタートさせており、世界中の建設労働者の状況改善を目指して65カ国の100以上の労働組合がこれに参加している（注6）。

国内レベルでいえば、たくさんの国がそれぞれ独自の予防プログラムを実施している。例えばマレーシアには、社会的パートナーと労働監督官の緊密な協力のもとに過去数年にわたって実施された建設産業安全衛生プログラムがある。これは、中小企業とそれらを指導する役割のいわば「メンター（経験者による未経験者への指導体制）」的な大企業・多国籍企業をワンセットにするという新しい手法を用いて、特別な訓練を受けた監督官が細かく調整しながら双方を訪問し、結果をモニターした（注7）。このプログラムによって建設産業における事故や病気に対する意識が高まるとともにこれらを減少させる上でかなりの効果があったと評価されている。一方これと異なるのがブラジルの戦略だ。全国レベルと地域レベルの両方で三者構成の建設産業安全衛生委員会を設置し、そこにすべての社会的パートナーを参加させた。つまり労働安全衛生のための計画づくりに向けて調整された三者構成アプローチを保証したのである。

他の国々も統合されたアプローチを種々開発している。例えばイギリスには、全国建設安全衛生プログラムというのがある。これは、建設産業にかかわるすべての当事者による効果的なパートナーシップと各種調停の組み合わせを基盤としたプログラムで、一方でターゲットを絞った検査を適切に実施し、他方では産業内での意識喚起と安全基準の向上を目指す諸活動、全国・地域レベルでの広報キャンペーン、産業内の主な当事者との会合、会議などを広範囲に実施して、建設産業部門に大きな影響を与えている。

さらに建設産業に影響を及ぼしているものとして、ある種のジェネリック・リスクと闘うための国内プログラムがある。例えば、近年になって珪肺症撲滅のための国家プログラムがいくつかの国で開始されていて、2004年には南アフリカとブラジルでもスタートした。またアスベストへの曝露を減らすためのプログラムも次第に増えてきており、これも建設産業への効果が大きい。

若年労働者と高年労働者

国連は若年層を15歳から24歳までと規定している。ILOが出版した『世界青年雇用動向』によれば、世界の若年人口の85%が途上国で暮らしていて、現在の人口統計学的な動向から言えば、今後さらに増えていくという。2015年には、働いているか求職中のいずれかである若年

人口が、2003年よりも7.5%増のおよそ6億6千万人となる。さらに国連人口基金（UNFPA）によると、途上国の15歳から24歳までの男子5,700万人と年女子9,600万人が読み書きをできず、従って潜在的に仕事を探す上での能力を欠いており、賃金が高く比較的危険の少ない労働から閉め出されている（注8）。現実には若年層は「低廉な賃金」といったディーセントワークの要件を著しく欠いた状態にあり、劣悪で危険な労働環境におかれ、社会的保護が受けられない、結社の自由がない、団体交渉へのアクセスがない、といった状況にさらされる可能性がある。

年齢軸のもう一方の端に60歳以上の高齢層がある。UNFPAの予測によると、現在世界の10人に1人が60歳以上だが、これが2020年には8人に1人となる。ヨーロッパでは、2010年には45～64歳の年齢層が労働人口のほぼ半分を占めると予想されている。そのため今多くの組織は、高年労働者が直面する職業上の危険とそれへの対応方法に着目している（注9）。長年の経験、知識、技能を蓄積した高年労働者は経営者その他にとって貴重な資産である。従って高年労働者を年齢を理由に差別するのではなく、若いときと同じように高年齢における安全衛生にも留意することによって、引き続き彼らから大きな寄与を引き出すことは可能である。

若年労働者の安全衛生問題

若年労働者は、同僚の高年労働者に比べて、致命的ではないが重大な事故に遭遇しやすい。その理由はいくつかある。まず、総じて労働経験が少なく、職場の危険に対する理解、事故がどのように起きるのかの理解も少ない。おそらくは安全衛生教育を受けておらず、肉体的・精神的に未熟なこともあろう（注10）。また労働関連の危険からの保護を定めた国内法規や安全で衛生的な労働環境に対する権利を知らないのかもしれない。さらに青年の中には、仕事が危険であればあるほど喜んでその仕事をやりたがる者もいる。そうした場合、彼らはたぶん自分自身の安全衛生を顧みず、より熱心にしかも長時間就労することもある。若年労働者のこうした脆弱さは、貧困、文盲、健康、そして一段と不利な立場にある少女や若い女性たちが直面する一般的な問題とも関連があるのかもしれない。

従って若年労働者の問題点は危険に対する意識喚起、教育、情報と関係する。例えば：

- ・ 危険や労働安全衛生に関する一般的教育。危険に関する教育は、一部の国では学校教育から始めていて、仕事における危険や安全衛生の問題が授業カリキュラムに組み込まれている。アメリカでは、NIOSH（国立安全衛生研究所）が青年層に届くようウェブサイトを開き、安全な労働慣行とは何かを知ってそれに従うよう勧めたり、安全教育や危険に関する質問を促したり、さらには法律や権利について知ることを呼びかけたりしている。

しかしこの分野では全体としてまだまだなすべきことが多く、インターネットの活用など現代の新しい手法をもっと取り入れる必要がある。

- ・ 職業訓練と情報。職業訓練学校その他のプログラムに安全衛生問題を組み込むべきだ。特定の部門に関連づけたり、特に青年労働者に的を絞ったりしながら、安全で衛生的な労働環境に対する彼らの権利について説明する。例えばカナダの「プリティッシュコロンビア労働者災害補償局」は、若年労働者が遭遇する危険を減らす観点に立って、教師、使用者、親、青年らの連携を促そうと『青年労働者を守る：フォーカスレポート』と題する書物を発行している。
- ・ 企業レベルでの研修、情報、監督。使用者は、若年労働者に対して、彼らがこれから行おうとする仕事に必要な研修と情報を確実に提供するとともに、適切な監督監視が行われるよう保証しなければならない。特に18歳未満の労働者は、労働安全衛生（関連のILO条約と勧告は下記参照）に関する国内法に従って、危険な作業に従事すべきでない。
- ・ メディアを利用した啓蒙活動やその他促進活動。一部の国はこのメディアの活用成功している。特にテレビやラジオを通じて、労働安全衛生に対してどう向きあうかを伝え、考えさせている。キャンペーンを展開している国もある。時には学校や親たちと一緒にあって、仕事関連の危険とそれをどうやって回避するかについて子供たちや若者の意識を高めようとしている。重要な安全衛生メッセージを若者に向けて発信するために、もっと想像力に富んだ革新的な方法の活用を進めるべきである。

高年労働者の安全衛生問題

年を取るというのは個人的なプロセスである。しかし、例えば重い荷物を手で動かしたり、過度な騒音にさらされたり、異常に労働時間が長かったり、やたらと作業編成を変えたりといった厳しい労働環境によって老化が加速されることもあり得る。高年労働者に関すると思われる広範囲な安全衛生問題のうち、特に次を取り上げる：

- ・ 筋力。個人差はあるけれども、総体的に年を取れば筋力は衰える。高年労働者にとっては我慢の限界に近い労働になっているかもしれない。重い荷物を手で運んだり、その他筋肉を使う作業は適切に管理する必要があり、それには高齢者のニーズがなんなのかを認識する必要がある。

- ・ 動作と姿勢の範囲。素早い動きや込み入った動きが必要な場合、年を取って関節が固くなれば仕事のこなし方が違って来るだろうし、高年労働者が動作に大きな支障を感じることもある。作業機器や作業工程を人間工学的にデザインすることはすべての労働者に対する重要な配慮であるが、作業が個々の能力を超えることのないよう、あらためて適切な管理と監督が行われるべきである。
- ・ 視力。仕事によっては、事物がはっきりと見え且つ距離感を掴むのが絶対という場合がある。例えば、車の運転手や機械のオペレーターなど。使用者は全体的な視覚環境が良好であるよう保証（例えば適正な照明によって）しなければならないが、さらに加えて、一部の労働者には視力検査を受けさせて、視力が弱ったために自分と他の人たちの安全衛生が危険にさらされることのないよう保証する必要があるかもしれない。職場に高年労働者がかわる場合、こうした視力検査の必要度は高まる。
- ・ 聴力。加齢による聴力の衰えは高年労働者がよく口にする。この加齢に騒音による難聴が加わって、高年労働者は音、特に高音が聞き取りにくい。使用者は、周囲の騒音レベルをできるだけ引き下げる措置を講じるべきであるが、人によっては、聴力の衰えで警報や叫び声が聞こえないために自分もそして恐らく他人をも危険に巻き込む場合がある。そうしたとき、適正な聴覚を保証するために聴力検査を受けさせるべきである。

高年労働者が持つ経験や知識や技能を企業とそしてその本人のために保持していくために、企業は彼ら高年労働者のニーズを知った上で必要に応じて便宜を提供し、そうすることによって年齢による差別という陥穽を回避しなければならない。

主要実態と統計

若年労働者・高年労働者に関するILOの推計によれば、

- ・ 15 - 24歳までの若年労働者は、同僚の高年労働者に比べて、致命的ではないものの重大な労災事故に遭遇する可能性が極めて高い。例えばEUでは、18 - 24歳の労働者が非死亡の事故に遭う割合は、他の年齢層より少なくとも50%高い。
- ・ また若年労働者は、ある種の危険に対しては、同僚の高年労働者よりも脆いと思われる。例えばオーストラリアでは、若年労働者の電気関連による死亡が高年労働者の2倍の確率で発生している（注11）。
- ・ 逆に55歳以上の労働者は若年の同僚に比べて、致命的な傷害を負いやすい。例えばEUの場合、2000年度、死亡労災事故の発生割合は、55 - 64歳の年齢層では8.0、ところが18 - 24歳では3.3にとどまっている。

I L Oの基準と指針

I L Oは長年にわたってこうした問題を認識してきた。そして特に若年労働者のために安全で衛生的な労働環境を促進するためのさまざまな施策を講じてきた。1973年の最低年齢条約（第138号）と1999年の最悪形態の児童労働（第182号）、およびそれぞれに関連する勧告（第146号と190号）は、18歳未満の若年労働者が危険な労働に従事することを禁じている。これらの条約を批准した国は、緊急の課題として、そうした労働の禁止に向け取り組まねばならない。

危険な児童労働に関するI L Oの指針として、出版物『働く子供たち－安全衛生上の危険』と冊子『危険な児童労働を一步步廃止する』がある。その他、労働監督官向けの専門的ガイダンスも役に立つ。これら出版物の詳細は巻末の「参考資料」に記載されている。

1980年の高齢労働者に関する勧告（第162号）は、高齢労働者が年を取るにつれて遭遇するさまざまな困難を減少させるための措置について定めている。この勧告は、上述したような安全衛生上の諸問題を、均等待遇、非差別、引退といったもっと広範囲な問題との関連で取り扱っている。

若年・高年労働者のための予防的プログラム

若年労働者向けの予防的プログラムは国レベルと企業レベルに存在する。例えば全国青年研修プログラムにはしばしば安全衛生関連の研修や啓蒙的要素が含まれるし、危険な児童労働を廃絶するための全国プログラムも18歳以下の若い労働者にとってプラスに働く。企業レベルでは、多くの使用者が青年労働者向けに新人研修や導入プログラムを提供していて、その中でも安全衛生問題と労働災害や職業病の防止方法が含まれている。

高年労働者のニーズに焦点を当てた全国プログラムや企業プログラムもある。例えばフィンランドの場合、高齢者の職場での福祉を改善することと、高齢者が参加できる各種組織づくりを目的とする全国プログラムを1997年から2002年にかけて実施し、成果を挙げた（注12）。企業レベルでは、フランスの自動車メーカーが予防のための指針を開発している。社員ができるだけ若いうちから肉体的・精神的健康の維持を図れるようにと全社員を対象として策定された指針で、誰にとっても快適な職場づくりを目指すため人間工学の専門家がリクルートされた（注13）。その他、すべての労働者が持つさまざまな経験や技能から利益の最大化を図ろうとして、これらに作業慣行を適合させた企業もある。例えば日本の自動車メーカーは組立ラインにフレキシブルな作業慣行を導入している。これは、さまざまな年齢層の労働者がいて作業スピードもまちな

ちであることに対応するため、これによって生産性が10%上昇している（注14）。

結び

本報告書で私たちは、特に建設労働者と若年・高年労働者が直面する諸問題について取り上げた。しかし労働安全衛生を向上させるという課題はすべての経済部門にかかわる共通の問題であり、職場での事故や病気を減らすにはすべての社会的パートナーに果たすべき役割がある。

4月28日、ILOは全世界で労働安全衛生の促進を目指す。そして課題の克服に向け有効な社会的対話と「予防的安全衛生文化」の確立が重要であることを確認しようと思う。すべての当事者が共に活動することによって、全世界の労働災害や疾病の犠牲を減らすことができ、ひいてはそれが関係するすべての者の利益へとつながる。

注1 Global strategy on occupational safety and health, ILO, 2005

注2 Promotional framework for occupational safety and health, ILO, 2004

注3 「建設労働における安全衛生」

A.Lopez-Valcarcel in Asian-Pacific Newsletter on Occupational Safety and Health. Construction. Volume 11, number 1, March 2004

<http://www.occuphealth.fi/Asian-PacificNewsletter>.

注4 「建設労働における安全衛生」

A.Lopez-Valcarcel in Asian-Pacific Newsletter on Occupational Safety and Health. Construction. Volume 11, number 1, March 2004

<http://www.occuphealth.fi/Asian-PacificNewsletter>.

注5 例えばhttp://europe.osha.eu.int/good_practice/sector/construction/ 参照

注6 <http://www.ifbww.org/index.cfm?n=202&l=2> 参照

注7 IALI Congress Report, Geneva, 2002 session 3.5

[http://www.iali-aiit.org/event_docs/CongressRpt\(EN\).doc](http://www.iali-aiit.org/event_docs/CongressRpt(EN).doc)

注8 <http://www.unfpa.org/adolescents/facts.htm>

注9 例えば、「加齢と職業的危険に関するEurogipワークショップ：生涯を通じて労働者を保護する方法」の結びを参照

<http://www.eurogip.fr/pdf/DW%20Eurogip%20Ageing-cqui.pdf>

注10 例えば、'NIOSH Alert, Preventing Death, Injury and Illness Among Young Workers' - USA, 2003
参照

注11 全国職業安全衛生委員会発行『Work-related Traumatic Fatalities in Australia, 1989 to 1992』

参照

注12 『高齢労働者に関する全国プログラムの諸相 結果報告』フィンランド社会保健省発行、2002年

注13 「加齢と職業的危険に関するEurogipワークショップ」上記注9参照

注14 「人間に優しい自動車組立ラインをつくるための課題」神代雅晴著『The Paths to Productive Ageing』（Taylor and Francis, Londonn,1995）より

本翻訳の原版は、下記の書名のもとに国際労働事務局（ILO、ジュネーブ）が出版したものである。日本労働組合総連合会（連合）が許可を受けて翻訳、出版した。

Prevention: A global strategy. Promoting safety and health at work.

Copyright © 2005 International Labour Organization

日本語翻訳著作権 2005年日本労働組合総連合会

ILO刊行物の呼称は国際連合の慣行によるものであり、文中の紹介は、いかなる国、地域、領域、その当局者の法的状態、またはその境界の決定に関するILOのいかなる見解をも示すものではない。

研究論文及び寄稿文の見解に対する責任は原著者のみが負い、ILOによる刊行は、文中の見解に対するILOの支持を表すものではない。

企業名、商品名及び製造過程への言及はILOの支持を意味するものではなく、また、企業、商品または製造過程への言及がなされていないことはILOの不支持を表すものではない。



訳：日本労働組合総連合会（連合）